	第２３回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年７月２８日（月） ２．招集の場所　　中城村役場　会議室２－３ ３．開 催 日 時　　令和７年７月２８日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　４番　比嘉　康雄　　５番　小橋川　達則 　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　　３番　川田　哲也 ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　案　件 　　議案第７５号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第７６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第７７号　非農地証明交付申請の承認について 　　報告第１５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	ただいまより第23回農業委員会総会を開会します。 今日は午前中からタブレットの研修もありまして、長時間になりますけれども、またよろしくお願いします。 会期についてでありますが、本日１日でよろしいですか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	議事録署名人ですが、４番の比嘉　康雄さんと５番の小橋川　達則さんでお願いします。 書記の指名は山下係長でお願いします。 それでは主要業務報告をいたします。 ７月 2日　津覇小学校３年生農業学習の打合せ ７月10日　14時から県農業会議の常設審議委員会 ７月16日　津覇小学校３年生の農業（サトウキビ関係全般）の授業を見学 ７月22日　第23回農業委員会総会事前打ち合わせ。 ７月24日　土地利用構想検討委員会が役場３階会議室 ７月28日　10時から農地利用状況調査タブレット講習会 　　14時から第23回農業委員会総会 ７月31日　10時から農業者認定審査会

	主要業務報告は以上です。 それでは案件の説明に移ります。議案第75号、議案第76号、議案77号まで一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	お疲れさまです。それでは早速ですが、お配りした資料に沿って説明いたします。 （議案第75号を議案書をもとに朗読） 議案第75号について補足説明をいたします。 １番は、借受人が新規に農業参入を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数６台、農作業従事日数300日、営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,919㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ２番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数７台、農作業従事日数446日、営農計画（作目：果樹（バナナ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計5,298㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ３番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数６台、農作業従事日数300日、営農計画（作目：果樹（パッションフルーツ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計4,477㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ４番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数８台、農作業従事日数540日、営農計画（作目：果樹（イチゴ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,734㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ５番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであ

	ります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数13台、農作業従事日数468日、営農計画（作目：果樹（バナナ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計31,230㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ６番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数１台、農作業従事日数350日、営農計画（作目：牧草）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,626㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ７番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数５台、農作業従事日数180日、営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計946㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ８番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数10台、農作業従事日数339日、営農計画（作目：苗木及び野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計6,192㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ９番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数３台、農作業従事日数210日、営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,061㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 次に13ページをお開きください。 （議案第76号を議案書をもとに朗読）

	議案第76号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が申請地を資材置場に利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域、その他市街化が見込まれる区域内にある農地の区域で、その規模は10ha未満の区域に該当します。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のオの（ア）のb、第２種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。 次に15ページをお開きください。 （議案第77号を議案書をもとに朗読） 議案第77号について補足説明をいたします。 １番の非農地証明でありますが、申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年３月15日農政第2121号改正）第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩をとって現場踏査に行きたいと思います。 休憩をいたします。 （　現　地　調　査　）
議長（会長）	再開いたします。 議案第75号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、質疑に入ります。ご質問、疑問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行します。 どなたか。４番どうぞ。
４番	議案第75号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、事務局より先ほど説明を受けまして、休憩を挟んで現場確認をしてまいりました。１番については新規に農業を始めるということと、２番目は経営規模拡大、そして３番が規模拡大、４番についても規模拡大ですね。５番についても規模拡大、６番についても規模拡大、そして７番が新規参入。８番も規模拡大を図るため。そして９番については新規参入ということで、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまの意見に異議ないですか。

	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第75号については許可といたします。 続きまして、議案第76号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。ご質問、意見等ありましたらお願いいたします。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。２番お願いします。
２番	議案第76号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する件についてなのですが、事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩を取り現場確認をいたしました。市街地の縁辺部にまたがるということで、特に農地法には問題ないと思いますので、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第76号については許可相当といたします。 続きまして、議案第77号　非農地証明交付申請の承認についてでありますが、審議に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。２番どうぞ。
２番	議案第77号　非農地証明交付申請の承認についてでありますが、事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩を取り現場確認をいたしました。これは平成26年９月の許可案件でもあり、登記地目変更を行っていなかったとの事なので、本員は承認をしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第77号　非農地証明交付申請の承認については承認といたします。 審議も終わりまして報告がありますので、その報告を事務局よりお願いします。
事務局	17ページをお開きください。

	（報告第15号を議案書をもとに朗読） 報告第15号について説明いたします。 市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第４条第１項及び第５条第１項に規定される許可は不要とされているもので、今回は５条の届出が３件ありました。内容は別紙記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上です。
議長（会長）	ただいまの報告をもって総会は終了となります。 第23回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安 議事録署名人 ４番委員　　比　嘉　康　雄 議事録署名人 ５番委員　　小橋川　達　則